

福島市居住支援協議会 会員カード

No	団体名	ページ
1	公益社団法人 福島県宅地建物取引業協会福島支部	2
2	公益社団法人 全日本不動産協会福島県本部	4
3	福島県賃貸住宅経営者協会	6
4	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会福島県支部	8
5	福島市営住宅管理センター	10
6	社会福祉法人 福島市社会福祉協議会	12
7	福島市地域包括支援センター連絡協議会	14
8	ふくしま基幹相談支援センター	16
9	一般社団法人 fukucier	18
10	一般社団法人 つみきの家	20
11	一般社団法人 ソーシャルサポートふくしま	23
12	株式会社 藤企画	25

No	団体名	ページ
13	福島刑務所	29
14	福島保護観察所	31
15	福島市健康福祉部共生社会推進課	33
16	福島市健康福祉部生活福祉課	35
17	福島市健康福祉部障がい福祉課	37
18	福島市健康福祉部長寿福祉課	39
19	福島市こども未来部こども家庭課	41
20	福島市都市政策部都市計画課	43
21	福島市都市政策部住宅政策課	45

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	公益社団法人福島県宅地建物取引業協会福島支部		ホームページアドレス	https://www.fukushima-takken.or.jp/
担当者の役職名・氏名	支部長 厚海 一三 副支部長 若生 省吾		電話番号	024-531-7966
所在地	福島市野田町6丁目3番3号		メールアドレス	fukushima@fukushima-takken.or.jp
主な活動内容	宅建業法の適正な運営と健全な発達を図るために会員の指導及び連絡に関する事務を行っております。		PRポイント	宅地建物取引業界の健全な発展及び会員資質の向上、消費者保護など数多くの公益活動を行っております。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☒ 低額所得者		☐ 被災者	☒ 高齢者
	☒ 障がい者		☒ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	☐ 外国人
	☒ 児童虐待を受けた方		☒ DV被害者	☒ 更生保護対象者
	☐ その他()			
これまで取り扱った 代表的な事案	退去時における原状回復費用についての相談			

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	(公社)全日本不動産協会福島県本部		ホームページアドレス	http://fukushima.zennichi.or.jp/
担当者の役職名・氏名	理事・福島地区長 佐藤浩人 理事・菅野隆践		電話番号	024-939-7715
所在地	福島県郡山市南一丁目45番地		メールアドレス	zennichi@green.ocn.ne.jp
主な活動内容	1、不動産業界の発展と政策提言 2、不動産取引の適正化と消費者への啓発 3、調査・研修情報発信 4、会員・不動産事業者へ支援と人材育成 5、不動産市場の発展		PRポイント	全日本不動産協会福島県本部は、福島県内の不動産事業者を支援するとともに、安全で公正な不動産取引を推進することを目的としています。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☐ 低額所得者	☐ 被災者	☐ 高齢者	
	☐ 障がい者	☐ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	☐ 外国人	
	☐ 児童虐待を受けた方	☐ DV被害者	☐ 更生保護対象者	
	☐ その他()			
これまで取り扱った 代表的な事案				

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島県賃貸住宅経営者協会		ホームページアドレス	https://www.chintai.or.jp/magazine/Fukushima/
担当者の役職名・氏名	会長 鎌田孝太郎		電話番号	024-934-9038
所在地	福島県郡山市虎丸町15-4(株)郡中本店内		メールアドレス	executive-office@chintai.fukushima.jp
主な活動内容	本部と連携し、全国賃貸経営の情報及び国、地方行政の住民政策を会報誌・セミナー等で開催時提供しています。		PRポイント	
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☐ 低額所得者	☒ 被災者	☐ 高齢者	
	☐ 障がい者	☒ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	☐ 外国人	
	☐ 児童虐待を受けた方	☐ DV被害者	☐ 更生保護対象者	
	☐ その他()			
これまで取り扱った 代表的な事案	東日本大震災発災後、みなし仮設住宅(現在の賃貸型応急仮設住宅)を提供した			

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	(公財)日本賃貸住宅管理協会福島県支部		ホームページアドレス	
担当者の役職名・氏名	支部長 鎌田孝太郎		電話番号	024-995-4123(郡中本店内)
所在地	福島県郡山市虎丸町15-4(株)郡中本店内		メールアドレス	executive-office@jpm-fukushima.jp
主な活動内容	本部方針を基に地域密着の活動を行う組織です。地元オーナー向けセミナーの開催、自治体と連携した居住支援や防災協定の締結、地域の会員企業(管理会社)を対象とした実務研修や情報交換会の運営など、地域の賃貸市場活性化を担います。		PRポイント	
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☐ 低額所得者	☒ 被災者	☐ 高齢者	
	☐ 障がい者	☒ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	☐ 外国人	
	☐ 児童虐待を受けた方	☐ DV被害者	☐ 更生保護対象者	
	☐ その他()			
これまで取り扱った 代表的な事案	東日本大震災発災後、みなし仮設住宅(現在の賃貸型応急仮設住宅)を提供した			

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島市営住宅管理センター		ホームページアドレス	https://fukushima-jk.jp
担当者の役職名・氏名	現場責任者 菅野 友博		電話番号	024-525-3757
所在地	福島市五老内町3番1号 福島市役所6階		メールアドレス	contact@fukushima-jk.jp
主な活動内容	福島市の市営住宅管理運営業務		PRポイント	入居条件に該当すれば、低廉な家賃で市営住宅に住むことができます。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☒ 低額所得者		☐ 被災者	
	☒ 障がい者		☒ 高齢者	
	☐ 児童虐待を受けた方		☐ 外国人	
	☐ DV被害者		☐ 更生保護対象者	
☒ その他()				
これまで取り扱った 代表的な事案	①無職、生活保護世帯への住宅支援 ②火災で住居を失った方への支援 ③18歳未満のお子様がいる方、39歳以下夫婦への住宅支援 ④世帯所得158,000円～487,000円の特別市営住宅支援			

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島市社会福祉協議会		ホームページアドレス	https://www.f-shishakyo.or.jp												
担当者の役職名・氏名	地域福祉課課長補佐兼生活支援係長 荒木健夫		電話番号	024-533-3341												
所在地	福島市森合町10番1号		メールアドレス	kenriyougo@f-shishakyo.or.jp												
主な活動内容	・生活福祉資金や生活援助資金の貸付、フードバンク事業による低所得者世帯への支援。 ・日常生活自立支援事業や法人後見事業による、認知症高齢者や知的・精神障がい者などの判断能力が不十分な方の、福祉サービスの利用支援や金銭管理支援。 ・重層的支援体制整備事業を通じて、ひきこもりや貧困等の複雑・複合化した個別ニーズへの対応、地域資源との調整や社会参加の機会創出など、行政や医療・福祉等様々な機関とのネットワークを生かした相談支援。 ・その他、多くの地域福祉事業や介護保険事業などを通じた福祉活動。		PRポイント	・行政などからの事業を複数受託しており、関係機関・関係部署との連携を常に図っている。 ・社会貢献を望む多くの企業・団体が法人会員となっている。 ・当会のホームページやSNSを通じて取り組みを紹介している。 ・主に高齢者に関わる地域包括支援センターや障がい者に関わる相談支援事業所との連携・協力の関係がある。 ・市内各地に地区協議会や民生委員協議会があり、地域ごとの課題を把握する機会がある。												
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	<table border="1"> <tr> <td>☒ 低額所得者</td> <td>☐ 被災者</td> <td>☒ 高齢者</td> </tr> <tr> <td>☒ 障がい者</td> <td>☒ 子ども(高校生相当以下)を養育している方</td> <td>☐ 外国人</td> </tr> <tr> <td>☐ 児童虐待を受けた方</td> <td>☐ DV被害者</td> <td>☐ 更生保護対象者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">☐ その他()</td> </tr> </table>				☒ 低額所得者	☐ 被災者	☒ 高齢者	☒ 障がい者	☒ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	☐ 外国人	☐ 児童虐待を受けた方	☐ DV被害者	☐ 更生保護対象者	☐ その他()		
☒ 低額所得者	☐ 被災者	☒ 高齢者														
☒ 障がい者	☒ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	☐ 外国人														
☐ 児童虐待を受けた方	☐ DV被害者	☐ 更生保護対象者														
☐ その他()																
これまで取り扱った 代表的な事案	○市生活福祉課のケースワーカーから連絡があり、生活保護の申請をした人に対して食料支援や生活援助資金の貸付の相談に乗ってほしいと。その後、対象者が来所され、相談内容を内部で協議。その結果、保護決定通知がでる約2週間の食料支援と、決定通知が出てから支給までの10日間の生活援助資金の貸付の方針が決まる。初回の支給だけは窓口支給としてもらい、支給時に立会い、その場で援助資金を償還した事例が幾つもある。 ○相談支援事業所から、担当している精神障がいの男性について相談がある。福祉サービスの利用援助と日常生活費の支払い、通帳や印鑑の管理について、日常生活自立支援事業の担当専門員が訪問し事業の説明を行い、本人が支援を希望した為、県社会福祉協議会と連携しながら手続きを進め、福祉サービスの契約時に同席したり、銀行での払戻の支援を月に2回行っている。 ○刑務所を出所してホームレスになっていた人について、貸付や食料支援を求めて来所。話し合いを通じて生活保護の申請を行うため、市生活福祉課と連携。住宅政策課を通じて居住支援法人が所有する集合住宅への住居が決定し、翌日、生活福祉課のケースワーカーと共に自宅を訪問。食料を提供し保護費の支給までの対応を本人を交えて相談。															

住宅確保要配慮者向けに実施している支援メニュー		団体名	福島市社会福祉協議会							(2/2)	
支援の名称	支援の内容	支援の対象者 ※○をつけてください									
		低額所得者	被災者	高齢者	障がい者	子ども養育者	外国人	児童虐待被害者	DV被害者	更生保護対象者	その他
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的・精神障がい者などの判断能力が不十分な方の福祉サービス利用に係る相談や生活費の払い戻し、公共料金等の支払いの支援等を行います。			○	○						
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯などが生活の安定や自立を目指すために必要な資金を無利子または低利子で借りられる制度。	○		○	○						
生活援助資金貸付事業	市内に住む低所得世帯を対象に、緊急かつ一時的に生活維持が困難になった場合に、最大3万円を無利子で貸し付ける制度です。	○									
フードバンク事業	市内で生活に困っている世帯に対し、寄付などで集まった食料品を無償で配布する支援活動です。物価高騰や収入減などで食べ物の確保が難しい世帯を支えることを目的としています。	○									
重層的支援体制整備事業	ひきこもりや貧困等の複雑・複合化した個別のニーズに対応するため、地域資源との調整を図り、多様な社会参加の機会を創出します。										○
子ども食堂の運営支援	市内において子ども食堂及び子どもの居場所づくりを行う団体に対し、継続した活動を展開することができるよう、助成金の交付を行っています。					○					
楽しむ子育て応援事業	子育て中の母親の息抜き場の場を提供し、母親同士が繋がるきっかけづくりを支援します。					○					
東日本大震災に伴う避難者支援	市内に避難している方を対象に訪問による相談支援を行います。また、復興団地入居者及び周辺住民対象に「居場所」の開催・運営を行っています。		○								

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島市地域包括支援センター連絡協議会		ホームページアドレス	無し
担当者の役職名・氏名	副会長・野田 冬樹		電話番号	024(591)4876(清水西地域包括支援センター)
所在地	福島市南沢又字水門下160-3		メールアドレス	shimizunishihoukatsu@youkoukai.jp
主な活動内容	・職員研修会開催の検討(長寿福祉課、各専門部会との連携による各領域に関する研修会の開催の検討、実施) ・専門部会の活動(各部会の計画支援) ・専門機関、行政機関との連携、調整(各包括が効果的に事業推進できるよう連携連絡調整を図る)		PRポイント	本会は、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と更なる発展を目指します。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☐ 低額所得者 ☐ 障がい者 ☐ 児童虐待を受けた方 ☐ その他()	☐ 被災者 ☐ 子ども(高校生相当以下)を養育している方 ☐ DV被害者	☒ 高齢者 ☐ 外国人 ☐ 更生保護対象者	
これまで取り扱った 代表的な事案	・グループホーム料金滞納により、退去することとなり住む場所がないとの相談⇒各機関(支援係、障害福祉課等)と調整の結果「つみきの家」様へ入居が決まった ・自身がアパートに転居するにあたり、残った不動産の処理に関して大変だった。 ・現在、住宅ローンが残っているが、夫は疾患があり、自身も体が動かなくなってきておりどうしたら良いか？子どもは帰ってこれない状況。もしくは子供がいない状況。			

[illegible]

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	一般社団法人fukucier		ホームページアドレス	https://fukucier.com/
担当者の役職名・氏名	理事長 小林 しのぶ		電話番号	0242-93-7272(全県窓口)
所在地	福島市天神町10番5号 会津若松市中央一丁目5-29		メールアドレス	hyper@fukucier.com
主な活動内容	・介護やお手伝いが必要な方とそれを提供できる方のマッチング事業 ・訪問介護と介護タクシー(福島市) ・お住まい探しに困っている方のための居住支援として、緊急連絡先、安否確認、身元保証や死後事務委任等		PRポイント	2019年より福島県居住支援法人として活動しております。安否確認や生活支援・賃貸物件に係る緊急連絡先、残置物処分等、お一人暮らしの方やご高齢の方が安心して賃貸住宅を借りられるよう顧問弁護士と連携し、伴走しております。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☒ 低額所得者		☐ 被災者	
	☒ 障がい者		☒ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	
	☐ 児童虐待を受けた方		☐ DV被害者	
	☐ その他()		☒ 高齢者	
			☐ 外国人	
			☐ 更生保護対象者	
これまで取り扱った 代表的な事案	・おひとり暮らしの方の賃貸住宅への入居時の緊急連絡先(債務保証会社・賃貸契約書) ・雇用契約に係る緊急連絡先 ・定期的な見守りや、生活支援(居住サポート住宅促進・孤独死防止) ・アセスメントの上、地域資源や医療機関、不動産会社様との連携 ・自費サービスや介護タクシーによる通院サポートを通じた、安心できる一人暮らしの実現 ・他自治体住まいの相談窓口等委託業務他			

[illegible]



居住支援活動

【法人概要】

大分県 令和5年2月3日居住支援法人指定許可

福島県 令和5年4月17日居住支援法人指定許可

静岡県 令和6年1月1日居住支援法人指定許可

【支援対象実績】

入居前支援延べ人数：1,000人超

入居中支援延べ人数：200人超

支援対象者年代：0歳から90代の方まで

支援対象者属性：高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者、外国人、DV被害者、犯罪被害者、被災者、矯正施設退所者

【得意とする支援】

自社ブランドである「つみきの家」のシェアハウスを活用して、住宅確保要配慮者に対する「住まい」の提供を行い、そこでの生活状況を受けて、居住を継続することができなかった課題を分析・把握し、改善に必要な伴奏支援を実践している。入居された方は、そのまま住み続ける方が多くいらっしゃるが、より自立した生活を希望されて一般賃貸に転居を希望されその支援するケースもあれば、逆に状態が悪化するなどの理由により各種施設への入所を支援する場合もある。

また、「つみきの家」への受け入れだけでなく、入居前支援の段階で対象者の希望を受けて、その方に適した住まいへの支援も実践する。



【つみきの家 福島・佐倉下】

住所：福島県福島市佐倉下字二本榎13番地1
開業日：2019年8月1日



【つみきの家 大分・城南】

住所：大分県大分市城南西2丁目10番12号
開業日：2022年11月1日



【つみきの家 静岡・駿河】

住所：静岡県駿河区広野1丁目1番22号
開業日：2024年7月1日



【つみきの家 郡山・久留米】

住所：福島県郡山市久留米一丁目8番地1
開業日：2025年7月1日



研究活動

つみきの家では、単にプレーヤーとして居住支援を実践するだけでなく、それら実践を通して得られた知見や経験を分析・研究することで、より質の高い居住支援の実現を目指しています。

【RC分析（自社独自開発）】

RC（ルームカラー）分析は、相談支援員が**支援対象者の状況や状態を把握して**、「心身状態」「生活状況」「経済状況」の3つの軸でそれらを分析することで、支援の必要性を可視化し、支援策を検討することにより、早期発見・早期対応を実現するための分析手法です。

レッドルーム	イエロールーム	ブルールーム
最優先支援 安全配慮	要注意 予防支援	安定・維持

【今後予定している研究テーマ】

- どのような理由で住宅確保要配慮者になるのかに関する分析・研究
- 安心して暮らし続けるための土台ができた方が、自身の望む生活を実現することができるように導くための支援方法に関する研究・開発



人材育成、教育・普及活動

つみきの家では、単にプレーヤーとして居住支援を実践したり、研究活動をするだけでなく、それらを通して得られた知見や経験を社内外に広く伝える様々な活動を行っています。自社の社員の人材育成はもちろんですが、外部の関係者等に対しても、「居住支援」や「住宅確保要配慮者」に関する理解の促進や、対象者への支援方法などについて伝える役割を担っています。

【主な実績や予定】

- ・ 居住支援九州サミットinべっぶ
（「居住支援」の最前線の取組から 登壇）
- ・ 由布市居住支援セミナー パネリスト
- ・ 大分県医療ソーシャルワーカー協会（社会資源ワークショップ 講師）
- ・ 令和6年度別府市市民後見人養成講座（フォローアップ研修 講師）
- ・ 令和6年度静岡県居宅介護支援協議会（「居住支援の実態」 講師）
- ・ 居住支援勉強会（「つみきの家が向き合ってきた 現場の“リアル”から学ぶ居住支援」 主催）
- ・ 令和8年度静岡市民生委員・児童委員全体研修会 講師
- ・ 居住支援勉強会（「刑余者の社会復帰とその実態及び課題について」 主催※予定）
- ・ 福島県県中保健福祉事務所主催の居住支援に関する勉強会 講師※予定



福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	一般社団法人 ソーシャルサポートふくしま		ホームページアドレス	https://sites.google.com/view/ss-fukushima/
担当者の役職名・氏名	代表理事 菅野 健 事務担当 黒澤 弘基		電話番号	菅野 健 080-1835-3322 黒澤 弘基 080-5222-9638
所在地	福島県福島市森合字的場9-75		メールアドレス	so.sup.fukushima@gmail.com
主な活動内容	刑務所出所者等の社会復帰支援を中心に、福祉的ニーズを持つ支援対象者に対し、必要に応じて他の社会資源と連携しながら、居住支援、生活支援、就労支援など支援対象者の属性にとらわれない一体的な支援を実施している。		PRポイント	地域の社会資源として専門職経験者（社会福祉士、キャリアコンサルタント、行政書士などの有資格経験者）が、福祉的ニーズを持つ支援対象者に対し、居住支援のみならず、生活支援や就労支援など支援対象者の属性にとらわれない一体的な伴走型の支援を実施している。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☒ 低額所得者		☐ 被災者	☒ 高齢者
	☒ 障がい者		☐ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	☒ 外国人
	☐ 児童虐待を受けた方		☒ DV被害者	☒ 更生保護対象者
	☐ その他()			
これまで取り扱った 代表的な事案	1 福島保護観察所から依頼を受け、保護観察対象者、更生緊急保護対象者に対して、居住支援（緊急連絡先引受を含む）、生活支援（見守り、行政窓口同行、医療機関同行、金銭管理等）、就労支援（キャリアコンサルティング、SST等）を実施。 2 福島刑務所、福島県地域生活定着支援センターから依頼を受け、満期出所者（高齢障がい者）に対して、老人福祉法第十条の措置に基づく居住支援、生活支援（行政窓口同行等）を実施。 3 社会福祉法人から依頼を受け、アパートでの一人暮らしを希望する知的障がい者に対して、居住支援（緊急連絡先引受を含む）と生活支援（見守り等）を実施。 4 不動産会社から紹介を受け、ホームレス、DV被害者等に対して、居住支援（緊急連絡先引受を含む）と生活支援（見守り、行政窓口同行等）を実施。 5 医療機関から依頼を受け、医療保護入院者に対する居住支援（退院支援委員会への出席等）を実施。 6 1から5の各支援実施のため関係する他の社会資源との連携協力体制の構築。			

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	株式会社藤企画		ホームページアドレス	https://www.big-advance.site/c/191/1467/profile
担当者の役職名・氏名	代表取締役 武藤成俊 取締役 草野身江子		電話番号	024-522-1560
所在地	福島市陣場町7番30号 第五寿ビル2階		メールアドレス	ud100360-4821@tbz.t-com.ne.jp
主な活動内容	居住支援・調整、支援者移送、生活家電手配、 賃貸借折衝・契約調整、光熱インフラ手続き、 緊急食料支援		PRポイント	事前のヒアリングを基に、住まいの提供・書類 作成・インフラ整備・生活家電手配・緊急食糧 支援・本人移送・入居まで、即日即応を可能と した支援体制を築いています。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☒ 低額所得者		☐ 被災者	
	☒ 障がい者		☐ 高齢者	
	☐ 子ども(高校生相当以下)を養育し ている方		☐ 外国人	
	☐ 児童虐待を受けた方		☐ DV被害者	
	☐ 更生保護対象者			
	☐ その他()			
これまで取り扱った 代表的な事案	別紙参照			

[illegible]

【第1号様式】支援対象者 受付ヒアリング書

受付日：令和 8年 6月 12日

担当者：武藤成俊

関係機関担当者：生活福祉課

【基本情報】

氏 名				性別	男
生年月日				年齢	52
現住所	〒 —				
連絡先 (電話番号)					
緊急連絡先	(氏名)		(TEL)		(関係)
代理の場合					

【相談内容・支援項目・工程】(ヒアリング概要)

6月12日14:30 住宅政策課 担当者様より電話相談

5月末白石の会社を退職し、現在車中泊をしており住所不定のため生活保護を受けられず
早急に住居の確保が必要とのこと。

すぐに生活福祉課で面談をし、伏拝1Kのアパートへ案内しそのまま緊急入室。

車両を所有しているため、担当機関より指導があるまでの期間、保管場所を提供。

携帯電話現在停止中だがLINE通話可能。緊急連絡先無し。

寝具一式購入支援、食料品・生活用品の購入支援。

ライフライン開通手続き支援。保険加入手続き。ガス保証金の支払い。

面談が金曜日の夕方であった為、翌日13日(土)午後自宅訪問し契約締結。

同時に家電購入(冷蔵庫・洗濯機・ケトル等)搬入設置、テレビ1台設置(支援)

6月26日本人から食料支援の要請があり、1週間分の食料を提供。

・本内容は支援活動に必要な範囲で関係機関に情報が共有されることを理解しました。

・個人情報支援活動以外の目的には使用されないことを理解しました。

上記内容を確認しました

令和 年 月 日

支援対象者署名：

【第1号様式】支援対象者 受付ヒアリング書

受付日：令和 8年 5月 12日

担当者：武藤成俊

関係機関担当者：生活福祉課

【基本情報】

氏 名			性別	男
生年月日			年齢	65
現住所	〒 —			
連絡先 (電話番号)	無し			
緊急連絡先			長男	
代理の場合				

【相談内容・支援項目・工程】(ヒアリング概要)

担当機関より、現在住所不定のため早急に住宅を確保しなければならないとの電話相談を受け、生活福祉課にて本人と面談。

松川町1Kのアパートを提案し、決定。直ちに、賃貸借契約書を作成し、契約締結。

同時に、ライフライン開通手続き支援。保険加入手続き。ガス保証金の支払い。

家電購入支援・搬入設置(洗濯機・2ドア冷蔵庫・電子レンジ・炊飯ジャー)

寝具セット購入支援・搬入

本人移送支援・当日分の食糧支援・日用品購入(洗剤・石鹸・トイレtpーパー等)

5月13日午後

6月5日までの食糧支援(24日分)米5kg・カップラーメン等を購入し、お届け完了。

・本内容は支援活動に必要な範囲で関係機関に情報が共有されることを理解しました。

・個人情報支援活動以外の目的には使用されないことを理解しました。

上記内容を確認しました

令和 年 月 日

支援対象者署名：

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島刑務所	ホームページアドレス	(法務省) https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei05_00043
担当者の役職名・氏名	法務技官(福祉専門官) 佐藤 尚	電話番号	024(557)2222
所在地	〒960-8254 福島県福島市南沢又字上原1	メールアドレス	fuku-kei@gg8.so-net.ne.jp
主な活動内容	法務省所轄の刑事施設です。 個々の受刑者に適したプログラムを立て作業・職業訓練、改善指導、教科指導を行うほか、住居や就労の確保などの社会復帰を行っています。	PRポイント	受刑者の社会復帰は、地域社会があたたかく受け入れてくれる環境が再犯防止につながっていくことから、出所後の受け入れにご理解をいただきたいです。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☒ 低額所得者	☐ 被災者	☒ 高齢者
	☒ 障がい者	☐ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	☒ 外国人
	☐ 児童虐待を受けた方	☐ DV被害者	☒ 更生保護対象者
	☐ その他()		
これまで取り扱った 代表的な事案	刑務所釈放予定者		

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島保護観察所		ホームページアドレス	https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_fukushima_fukushima.html	
担当者の役職名・氏名	統括保護観察官 佐藤 省吾		電話番号	024-534-2246	
所在地	福島市狐塚17		メールアドレス	fukushima-hogo-common@i.moj.go.jp	
主な活動内容	更生保護に関する業務 ・保護観察 ・受刑者等の生活環境調整 ・更生保護関係団体及び関係団体の連絡調整 ・犯罪予防活動 など		PRポイント		
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☐ 低額所得者		☐ 被災者		☐ 高齢者
	☐ 障がい者		☐ 子ども(高校生相当以下)を養育している方		☐ 外国人
	☐ 児童虐待を受けた方		☐ DV被害者		☒ 更生保護対象者
	☐ その他()				
これまで取り扱った 代表的な事案					

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島市健康福祉部共生社会推進課		ホームページアドレス	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/9/1041/2/3537.html
担当者の役職名・氏名	地域共生係長 菅野 寿和		電話番号	024-572-3948
所在地	福島市五老内町3番1号		メールアドレス	tiiki@mail.city.fukushima.fukushima.jp
主な活動内容	「制度の狭間にあり必要な支援が届いていなかった方」や「複雑複合的な家庭の問題を抱えている方」からの相談に対して、関係機関との連携や調整を担当しています。		PRポイント	自ら支援を求めることが困難な方や支援が必要にもかかわらず支援が届いていない方などの情報交換や関係機関の関わり方を調整することで各機関が対象者に関わる上での支援を進めます。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☐ 低額所得者		☐ 被災者	☐ 高齢者
	☐ 障がい者		☐ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	☐ 外国人
	☐ 児童虐待を受けた方		☐ DV被害者	☐ 更生保護対象者
	☒ その他(上記の各項目を複雑・複合的に抱えている方)			
これまで取り扱った 代表的な事案	○生活困窮:地域とのつながりを契機に生活安定へとつなぐ ・親(80代。アルバイト勤務)と子(50代。無職・ひきこもり)の2人世帯。 ・親から民生委員への相談により、世帯の生活困窮を探知。 ・民生委員や地域包括支援センターの訪問・聴き取りから、世帯の希望が経済的安定以上に、子の社会参加であることを確認。 ・地域団体の協力により、子が農作業体験(有償ボランティア)に参加し、社会参加への不安が少しずつ払しょく。 ・体験後、子の意向で求職活動が開始しパートタイム勤務に繋がる。			

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島市健康福祉部生活福祉課		ホームページアドレス	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/9/1042/index.html
担当者の役職名・氏名	課長補佐兼生活支援係長		電話番号	024-525-3725
所在地	福島市五老内町3番1号		メールアドレス	s-fukushi@mail.city.fukushima.fukushima.jp
主な活動内容	・生活困窮者自立支援制度 ・生活保護制度		PRポイント	生活福祉課(福祉事務所)内に生活支援係を置き、計10名で生活困窮者自立支援制度を運用。福祉事務所内での直営のため、各事業内での連携や、所属内において生活相談者を適切に生活保護に案内するなど連携がとりやすい体制により運用を行っている。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☒ 低額所得者		☐ 被災者	
	☐ 障がい者		☐ 高齢者	
	☐ 子ども(高校生相当以下)を養育している方		☐ 外国人	
	☐ 児童虐待を受けた方		☐ DV被害者	
	☒ その他(基本現に経済的に困窮している者ですが、将来の可能性を含む者も対象。ただし一部の事業については収入・資産の状況により対象外)			
これまで取り扱った代表的な事案	・生活保護の申請をしたい・考えたい・制度を知りたい ①状況確認 →②生活保護制度説明、生活困窮者自立支援制度の説明・提案 →③困窮者制度の活用or生活保護申請 ・収入が少なく生活ができない ①状況確認 →②生活困窮者自立支援制度の説明・提案 →③困窮者制度の活用or(生活保護制度説明、生活保護申請) ・借金が多く生活が困難 ①状況確認 →②生活困窮者自立支援制度の説明・提案 →③困窮者制度の活用			

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島市健康福祉部障がい福祉課		ホームページアドレス	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kenko-fukushi/fukushi-kaigo/4/index.html
担当者の役職名・氏名	自立支援係長兼査察指導員 高橋信人		電話番号	024-525-3746
所在地	福島市五老内町3番1号		メールアドレス	syougai@mail.city.fukushima.fukushima.jp
主な活動内容	障害者手帳の交付、医療費助成、各種手当の支給、障害福祉サービスの支給、障がい者に対する虐待対応、精神保健福祉に関する相談対応 他		PRポイント	障がい者の支援に関して、あらゆる相談に対応しています！
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☐ 低額所得者	☐ 被災者		☐ 高齢者
	☒ 障がい者	☐ 子ども(高校生相当以下)を養育している方		☐ 外国人
	☐ 児童虐待を受けた方	☐ DV被害者		☐ 更生保護対象者
	☐ その他()			
これまで取り扱った 代表的な事案	養護者による虐待(ネグレクト及び経済的虐待)から障がい者を保護し、生活環境を整えるため、次のとおり対応した。 ・地域生活支援ネットワーク事業(緊急一時受入事業)を活用し、市と委託契約を結ぶ短期入所施設で障がい者を一時的に保護した。 ・一時保護期間中にグループホームを探し、入居につなげるとともに、日中活動の場として生活介護事業所への通所を調整した。 ・養護者が管理していた障がい年金を本人が受給できるよう調整した。			

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島市健康福祉部長寿福祉課		ホームページアドレス	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/9/1044/index.html
担当者の役職名・氏名	長寿支援係長兼査察指導員 安藤 理人		電話番号	(024)525-7657
所在地	福島市五老内町3-1		メールアドレス	tyoujiyu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
主な活動内容	老人措置関係、権利擁護支援、高齢者虐待防止、地域包括ケアシステムの推進、地域包括支援センターにおける総合相談支援業務など高齢者を支える取組みを行っている。		PRポイント	高齢化率が増加傾向で、相談件数が増加傾向であるほか、困りごとの内容が多岐にわたっています。 解決には協議会の皆さんのほか、関係機関の協力が必要不可欠でありますのでご協力の程よろしくお願いします。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☐ 低額所得者		☐ 被災者	
	☐ 障がい者		☐ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	
	☐ 児童虐待を受けた方		☐ DV被害者	
	☐ その他()		☒ 高齢者	
これまで取り扱った 代表的な事案	☐ 外国人			
	☐ 更生保護対象者			
	高齡者虐待(身体的、精神的、経済的、性的、ネグレクト)からの高齡者保護 R7年度実績・・・通報件数64件のうち虐待認定52件 虐待者は配偶者や子、またはその両方が中心			
	対象者を某県某市で面倒見ていた子より包括支援センターへ「これ以上面倒見れないから実家がある福島市へ捨てる」旨連絡が入り、その旨包括支援センター職員より長寿福祉課へ通報あり。 子によれば対象者は徘徊が多く、また介護認定申請のため病院受診を促すも拒否感が強く受診に至らず手に負えなくなった模様。 夕方頃に子より道中で対象者を押し付けられた孫親子と対象者と面談、保護の緊急性が高いと判断し、通報時より調整していた認知症GHIにそのまま対象者を措置入所させた。			

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島市 こども未来部 こども家庭課 (こども家庭センター・えがお)		ホームページアドレス	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kosodate-portal/index.html
担当者の役職名・氏名	家庭支援係長兼査察指導員 藤田英行		電話番号	024-525-3780
所在地	福島市役所3F(福島市五老内町3-1)		メールアドレス	ko-katei@mail.city.fukushima.fukushima.jp
主な活動内容	・母子・父子・寡婦福祉資金に関すること ・子どもの養育や子育て環境、児童虐待や女性相談、DVに関すること ・妊娠・出産・子育て、小児慢性特定疾病に関すること ・子どもの発達および療育に関すること		PRポイント	「こども家庭センター・えがお」は妊娠期から子育て期まで、妊娠・出産・子育てに関する相談窓口となっています。母子保健機能と児童福祉機能を一体化させ、切れ目のない支援を行います。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☐ 低額所得者		☐ 被災者	
	☐ 障がい者		☐ 高齢者	
	☒ 児童虐待を受けた方		☒ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	
	☒ DV被害者		☐ 外国人	
	☒ 更生保護対象者			
これまで取り扱った 代表的な事案	・支援が必要な妊婦への対応において、生活困窮及び居住に関する相談について居住支援協議会の関係機関につないだ。 ・DV被害者等への支援において、居住に関する相談について居住支援協議会の関係機関につないだ。			

住宅確保要配慮者向けに実施している支援メニュー		団体名	福島市 こども未来部 こども家庭課 (こども家庭センター・えがお)								(2/2)
支援の名称	支援の内容	支援の対象者 ※○をつけてください									
		低額所得者	被災者	高齢者	障がい者	子ども養育者	外国人	児童虐待被害者	DV被害者	更生保護対象者	その他
相談支援	妊娠・出産・乳幼児の育児、発育発達、子育て、困難女性などに関する相談					○		○	○		○
家庭支援事業	家庭支援事業(ショートステイ、ヘルパー・専門職の訪問など)					○		○			
妊婦等包括相談支援事業	保健師、助産師等専門職による母子手帳交付対象者の全数面談と生後2か月までの全産婦と乳児の家庭訪問					○					
健康診査事業	妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の実施					○					
ひとり親自立支援事業	就業に必要な資格や技能を取得するための講座受講費用の助成					○					○
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の経済的自立やこどもの福祉の増進を目的とした貸付(子の修学資金・修学支度資金など)					○					○
発達相談支援事業	こどもの心身の発達に関する相談					○					
児童発達支援事業	児童発達支援センターとして、児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の実施					○					

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島市都市政策部都市計画課		ホームページアドレス	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kurashi/sumai/2/index.html
担当者の役職名・氏名	空家・空地対策室長兼主任 野木郁憲		電話番号	024-573-2751
所在地	福島市五老内町3-1		メールアドレス	toshikei@mail.city.fukushima.fukushima.jp
主な活動内容	空き家と空き地の発生抑制や流通及び利活用の促進、管理不全な空き家、空き地への対応など総合的な対策に取り組んでいる。		PRポイント	不動産団体と連携協定を締結しており、空き家バンクの運営や空き家無料相談会などを開催しており、空き家を活用した支援を想定している。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☐ 低額所得者		☐ 被災者	
	☐ 障がい者		☒ 高齢者	
	☐ 児童虐待を受けた方		☒ 子ども(高校生相当以下)を養育している方	
	☐ DV被害者		☐ 外国人	
	☐ 更生保護対象者			
	☒ その他(移住希望者)			
これまで取り扱った 代表的な事案	特になし			

[illegible]

福島市居住支援協議会 会員カード

(1/2)

団体名	福島市都市政策部住宅政策課		ホームページアドレス	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/soshiki/12/1064/index.html
担当者の役職名・氏名	課長補佐兼住宅政策係長 大森元希		電話番号	024-525-3734
所在地	福島市五老内町3番1号		メールアドレス	k-juu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
主な活動内容	・居住支援協議会の運営 ・セーフティネット住宅の登録 ・市営住宅の管理 ・補助による民間賃貸住宅の家賃低廉化		PRポイント	庁内外の住宅関係団体・福祉関係団体と連携した「居住支援協議会」を運営するほか、市営住宅を管理・提供している。
相談を受けることが多い または 支援をすることが多い 住宅確保要配慮者 ※□を■に変えてください	☒ 低額所得者	☐ 被災者		☒ 高齢者
	☐ 障がい者	☒ 子ども(高校生相当以下)を養育している方		☐ 外国人
	☐ 児童虐待を受けた方	☐ DV被害者		☐ 更生保護対象者
	☐ その他()			
これまで取り扱った代表的な事案	▶ 市営住宅の管理・提供			

[illegible]